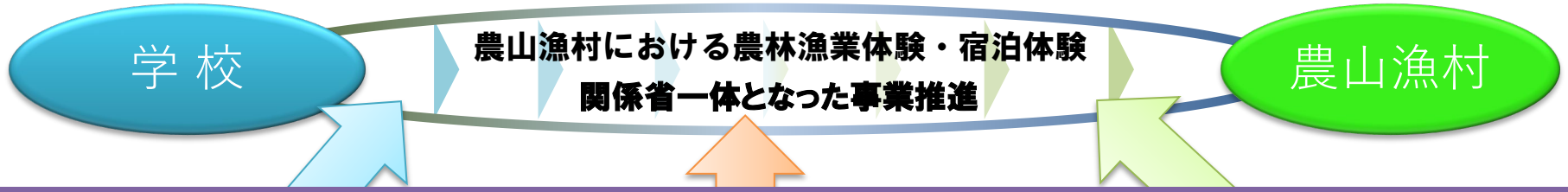
農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進
令和9年度予算概算要求の概要

○令和9年度予算概算要求において、農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進のため、内閣官房・内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省の5省が所要額を要求。
○関係省庁連絡会議を開催し、セミナー等において合同で施策説明を行うなど、省庁間の情報共有や連携を実施。



内閣官房・内閣府

送り側・受入側の双方を支援

○関係省庁連絡会議
○子ども農山漁村体験の取組、子ども農山漁村体験に関連した受入地域の地方創生に資する取組等に対する支援
【地域未来交付金 2,000＋事項要求（1,600）億円の内数】

文部科学省

送り側（学校等）を中心に支援

○学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援
・小学校、中学校、高等学校等における取組
・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組
・教育支援センター等における体験活動の取組等

【健全育成のための体験活動推進事業（学校を核とした地域力強化プランの内数）
170（99）百万円】

【学校における支援スタッフの配置支援
16,659（11,520）百万円の内数】

【「子どもゆめ基金」助成事業（(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金の内数）
8,086（7,677）百万円の内数】

総務省

送り側・受入側双方が連携して行う取組を中心に支援

○都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業
・送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う宿泊体験活動の実施体制の構築をモデル事業として実証調査
・他団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」の策定を支援
・モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーの開催

【都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 18（18）百万円】

○特別交付税による財政措置
・宿泊体験活動の取組に対する財政措置
・体制整備等への財政措置

農林水産省

受入側（農山漁村）を中心に支援

（農泊地域等）

○都市と農山漁村の交流を促進するための取組に対する支援
・農泊の実施体制整備
・観光コンテンツの磨き上げ
・教育旅行等のプログラム造成
・専門人材の活用
・全国の農泊地域と旅行事業者等とのマッチング支援 等

○交流促進施設等の整備に対する支援
・古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設等の整備
・地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する施設整備 等

【農山漁村振興交付金のうち
地域資源活用価値創出対策
9,970（7,045）百万円の内数】

環境省

受入側（農山漁村）を中心に支援

（国立公園等）

○自然体験プログラムの開発・実施支援
・受入地域でのプログラム開発や実施の支援
・受入地域の協議会等と協力して事業を進める自然学校等の把握や支援

【国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業 5（5）百万円】

【自然公園等利用ふれあい推進事業経費
8（8）百万円の内数】

目次

内閣官房・内閣府
◆ 地域未来交付金（地域未来推進型）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

総務省
◆ 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流促進事業・・・・・・3

文部科学省
◆ 健全育成のための体験活動推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
◆ 学校における支援スタッフの配置転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
◆ 「子どもゆめ基金」助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

農林水産省
◆ 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）・・8

環境省
◆ 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業・・・・・・・・・・・9
◆ 自然公園等利用ふれあい推進事業経費・・・・・・・・・・・・・・・・・10

地域未来交付金のうち地域未来推進型について

地域未来交付金：令和９年度概算要求額　2,000億円＋事項要求
（令和８年度予算額　1,600億円）

地域未来交付金

地域未来推進型

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、
地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする



スタートアップ支援拠点の整備





地場産品の販売促進





温泉施設等観光拠点の整備

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R9概算要求額　0.2億円
（R8当初予算額　0.2億円）

農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。



送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築

農林漁業の宿泊体験活動

◆オンライン交流を実施することで、対面での交流効果向上を実現
◆コーディネーターの活用
◆課題解決に向けた研究と実践





杉並区の小学生→山形県飯豊町
（宿泊体験後も給食で飯豊町の食材を使うなど、関係を継続）

①子供農山漁村交流支援事業（上限：1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が**連携**して取り組む**宿泊体験活動**をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。　※対象経費：コーディネーター費用、こども、教員等の宿泊費用、旅費等

②体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、**「子供の農山漁村体験交流計画」の策定を支援**。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。



首都圏を中心とした
角川ドワンゴ学園の中高生→
福島県西会津町
（町と学園の包括連携協定を活用して交流、手厚い受入体制を構築。
定員15名に対して112名の応募）

POINT

- 子ども、先生、保護者が受入地域の関係人口に！
- コーディネーターが伴走支援し、課題解決や地域の強み等について一緒に考えます
- これから子プロを始めようとする自治体にとって非常に有効な事業です

子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置

1　対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、都道府県・市町村は、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。
次の要件を全て満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」が対象です。（措置率0.5）

① 学校教育活動または社会教育活動の一環として実施されるものであること。

② 子供が**受入地域の住民と接触する機会**が確保されていること。

③ 子供が**受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会**が確保されていること。

住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- 農林漁業作業体験
- 収穫物等を使っての地元料理づくり
- 伝統芸能体験（子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など） など

2　対象経費

送り側又は受入側の自治体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となります。

① **推進協議会**（都道府県・市町村）に要する経費

② **地域協議会**（送り側・受入側）の運営に要する経費

③ **小学生・中学生**の**宿泊体験活動**に要する経費（※）

①～③については、コーディネーターの配置に要する経費も含む。ただし、協議会については上限を240万円とする。

（※）の例

- 子供や教員に係る宿泊費用
- 教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- 事業のために要する借損料（バスその他の車輌や備品） など

POINT

- 上記要件を満たせば**おためし地域留学**（事前見学ツアー等・数日～１週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。

健全育成のための体験活動推進事業

令和9年度要求・要望額　2億円
（前年度予算額　1億円）

文部科学省

事業目的

○デジタル化の急速な進展など社会が大きく変化していく中で、子供達の「学び」「育ち」の環境も大きく変化している現代においては、リアルな体験活動の充実を図ることが重要。
○子供達の豊かな成長に欠かせない自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの学校等における様々な体験活動を引き続き着実に支援。
○学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する体験活動の機会を充実することで、自己肯定感や協調性などを育成し、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
○不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等が実施する体験活動も支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

（１）宿泊体験事業

①小学校、中学校、高等学校等における取組

・学校教育活動における2泊3日以上の宿泊体験活動の取組に対する補助

②学校教育における体験活動導入のための取組

・教育委員会が主催する長期休暇期間中等に希望者を募って行う1泊2日以上の取組に対する補助

・農山漁村体験活動をこれまで実施していない小・中・高等学校等における1泊2日以上の取組に対する補助

③不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組

・教育支援センター等における1泊2日以上（または日帰り）の取組に対する補助

（２）地域における体験活動推進協議会の開催

・各自治体において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行うほか、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助





対象校種	小・中・高等学校等
補助対象経費	宿泊費、活動参加費、報酬・謝金、交通費、会場借料等
実施主体	都道府県・市区町村
補助割合	国　１／３

政府文書等



◆経済財政運営と改革の基本方針2026（R8.7.21閣議決定）
「（略）体験活動や読書活動、栄養教諭を中核とした食育を推進する。」

◆食育基本法の一部を改正する法律（R8.5.27公布・施行）
（家庭における食育の推進）　第19条
　国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、（略）農林漁業に関する体験の場その他の食についての望ましい習慣等を学びながら食を楽しむ機会の提供、（略）その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする 。
（学校、保育所等における食育の推進）　第20条
　国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう（中略）教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育及び（中略）その他必要な施策を講ずるものとする。

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

学校における支援スタッフ配置支援事業

令和９年度要求・要望額　167億円
（前年度予算額　115億円）

文部科学省

多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援
教師と多様な人材の連携により、学校教育活動の充実と働き方改革を実現

教員業務支援員の配置

95億円（89億円）
29,720人（29,720人）

◆ 教員業務支援員

＜事業内容＞

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援。

全ての小中学校への配置支援に加え、教師の業務負担が過重な学校への重点配置を支援。

＜想定人材＞

地域の人材（卒業生の保護者など）

＜実施主体＞

都道府県・指定都市

＜負担割合＞

国1/3、都道府県・指定都市2/3

副校長・教頭マネジメント支援員、学習指導員の配置

72億円（26億円）
18,900人（9,250人）

◆ 副校長・教頭マネジメント支援員

＜事業内容＞

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援。

▶業務内容のイメージ
副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、外部の関係者との連絡調整　等

＜想定人材＞

退職教員、学校事務経験者、自治体勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

＜実施主体＞

都道府県・指定都市

＜負担割合＞

国1/3、都道府県・指定都市2/3

◆ 学習指導員

＜事業内容＞

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

- 児童生徒の学習サポート
- キャリア教育・進路指導
- 学校生活適応の支援
- 教師や教育実習生の指導力向上　等

＜想定人材＞

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

＜実施主体＞

都道府県・指定都市

＜負担割合＞

国1/3、都道府県・指定都市2/3

（担当：初等中等教育局教育職員政策課）

「子どもゆめ基金」助成事業 （独立行政法人国立青少年教育振興機構）

文部科学省

趣旨 未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

1．子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成

（ア）子供を対象とする体験活動

- 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
- 科学実験、ものづくり体験などの科学体験活動
- 異年齢・異世代や地域間などの交流を目的とする体験活動
- 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動
- 地域の事業所や商店などでの職場体験活動
- 初めて体験する伝統芸能や演劇、舞踏などの文化芸術体験活動
- 未経験者向けの各種スポーツのスポーツ体験活動　など

（イ）子供の体験活動を支援する活動

- 子供の体験活動の指導者養成 など

※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外

2．子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成

3．子供向け教材の開発・普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和8年度助成金の募集申請・採択状況 ※（）前年度比増減

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
合計	4,908件（ 143件）	3,999件（ 136件）	17.4億円（ 0.5億円）
うち、体験活動	4,445件（ 113件）	3,628件（ 130件）	15.9億円（ 0.7億円）
うち、読書活動	441件（ 31件）	365件（ 6件）	1.3億円（ 増減なし）

※交付決定額には附帯事務費を含む

活動規模別の助成金限度額

＜一般助成枠＞

［一次募集］

活動規模	限度額	対象となる活動の種類
601人以上	600万円	①・②・③・④の活動
600人以下 301人以上	400万円	
300人以下 101人以上	200万円	
100人以下 原則10人以上	100万円	

［二次募集］

活動規模	限度額	対象となる活動の種類
301人以上	300万円	①・②の活動
300人以下 101人以上	200万円	
100人以下 原則10人以上	100万円	①・②・③・④の活動

※③・④の活動については、活動規模が101人以上の場合も申請できますが、限度額は100万円です。

＜少額助成枠＞

［一次・二次募集］

活動規模	限度額	対象となる活動の種類
原則10人以上	20万円	①・③・④の活動

※②の活動は、一般助成枠に申請可能

対象となる活動の種類
①子どもを対象とする活動
②経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動
③フォーラム等普及活動
④指導者養成

※活動実績のない新規団体の一次募集における限度額は、原則として上記限度額の2分の1
※活動規模は活動を行う中での募集延人数（募集人数×活動日数）
※１団体当たりの一次募集時の申請は10件、二次募集時は５件まで

募集スケジュール（令和9年度）

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	○ 申請期間：令和8年10月1日～12月2日 ○ 交付決定：令和9年4月（予定）
二次募集	令和9年10月1日 ～令和10年3月31日	○ 申請期間：令和9年5月6日～6月23日 ○ 交付決定：令和9年9月（予定）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

令和９年度予算概算要求額　9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と**関係人口の創出を図るため**、農山漁村に宿泊し、地域資源を活かした食事や体験を楽しむ農泊の**実施体制整備**、食や景観の**観光コンテンツとしての磨き上げ**、**経営高度化に向けた研修**、**古民家を活用した滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、企業研修や教育旅行の受入等の**関係人口の拡大・深化を図るプログラム造成**等を支援し、**地域課題の解決**や**都市と農山漁村の相互理解増進**にもつなげていきます。

＜事業目標＞

○　農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人泊［令和11年度まで］）

○　農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

１．地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

ア　農泊地域創出：農泊地域の**実施体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの造成**、**プロモーション**等を支援します。【事業期間：上限２年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】

〔アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援〕

イ　インバウンド食関連消費拡大：ターゲット国のニーズ調査、**「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成**等を支援します。【事業期間：上限３年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】

ウ　関係人口発展：企業研修や教育旅行の受入、地域貢献人材の呼び込み等の**関係人口を拡大させるプログラム造成**等を支援します。【事業期間：上限２年、上限600万円（年標準額：300万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：１年、交付率：定額】

農泊地域の経営高度化に向けた**研修**、多様な需要拡大に向けた**ニーズ調査、モデル事例の創出**等を支援します。

２．地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

①市町村・中核法人実施型【事業期間：上限２年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

農泊の推進に必要な**古民家等を活用した滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。

＜遊休資産の改修、避難所等としての活用、複数施設（そのうち少なくとも１つは1①イに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ＞

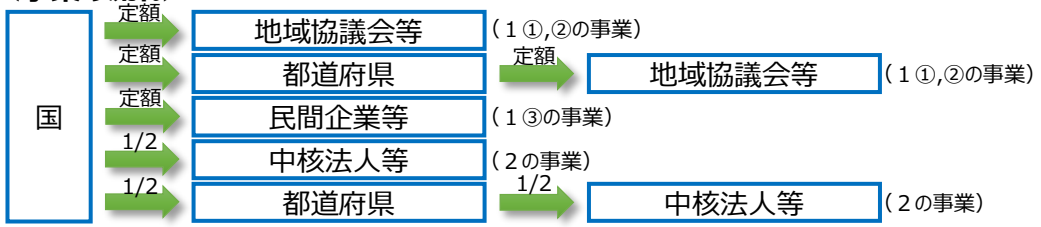
②**農家民泊経営者等実施型**【事業期間：１年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

農家民泊等における小規模な改修を支援します。

＜農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ＞

※下線部は拡充事項

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

多様なプレイヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援







地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成



地域課題を学ぶプログラム造成





食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休施設を活用した施設の整備

［お問い合わせ先］　農村振興局都市農村交流課　（03-3502-5946）

国立公園等利用等推進事業費
（６）国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業

環境省

【令和９年度要求額　5百万円（5百万円）】

国立公園等において子どもの自然体験活動を推進し、子どもの生きる力・豊かな人間性の形成につなげます。

1. 事業目的

① 国立公園等における子どもの自然体験活動の推進体制や自然体験プログラムの充実、受入体制の強化
② 子ども自然体験活動の受入に伴う交流人口の増加、地域活性化
③ 子どもの生きる力、豊かな人間性の形成

2. 事業内容

・子どもたちが自然とふれあう機会の創出は、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識するとともに、生きる力を育むことにつながる。
・国立公園等における子ども自然体験活動の推進体制及び受入体制の強化を図るために、地域住民や自然学校等民間事業者と協力し、以下の取組を推進。
　〇地域の自然体験フィールドの調査・整理
　〇持続的な自然体験活動推進のための計画作成、人材育成、受入環境の強化
　〇地域の子どもたちを対象にした自然体験プログラムの提供・充実

3. 事業スキーム

■事業形態　　請負事業
■請負先　　民間事業者・団体
■実施期間　　平成27年度～

4. 事業イメージ



地域ならではの自然や風習を生かした自然体験フィールドとしての「遊び場」を調査・整理



持続的な自然体験活動推進のための計画作成、人材育成、受入環境の強化

地域の子どもたちを対象に、自然アクティビティや農林漁業体験などの自然体験プログラムを実施。（子ども農山漁村プロジェクト）

お問合せ先：　環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室　電話：03-5521-8271

国立公園等利用等推進事業費
（８）自然公園等利用ふれあい推進事業経費（地方予算）

環境省

【令和９年度要求額　８百万円（８百万円）】

国民への国立公園等における自然環境の保全、適正な利用等への浸透を図ります。

1. 事業目的

① 人と自然との豊かなふれあいが保たれること。
② 国立公園や長距離自然歩道等での自然とのふれあいの場の提供
③ 子どもたちが国立公園等学校外で五感で感じる体験活動の推進

2. 事業内容

・全国の地方環境局における山や里、川、海などをフィールドとした、自然ふれあいプログラムの実施
・自然環境調査、外来生物駆除などのレンジャーの仕事体験の機会提供
・パークボランティアの連絡会議等の開催

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業
■請負先　民間事業者
■実施期間　平成19年度～

4. 事業イメージ

①自然とのふれあい機会の増進	②子どもたちの国立公園における自然体験	③パークボランティア制度の充実
全国の地方環境局における自然ふれあいプログラムの実施	子どもパークレンジャー事業の実施	連絡会議や研修の実施等





◆自然公園等における自然環境の保全、適正利用。
◆国民各層への自然保護思想の啓発。

お問合せ先：　環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室　電話：03-5521-8271